

令和6年度

第1回いわき市地域自立支援協議会

資 料

いわき市保健福祉部

障がい福祉課

目 次

1 いわき市地域自立支援協議会について

- (1) 令和6年度協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- (2) 協議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3 頁
- (3) 協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5 頁

2 報告事項

- (1) 令和5年度における活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁
- (2) 令和6年度いわき市障害者相談支援等事業について・・・・・・・・ 7～10 頁
 - ・令和5年度実績報告【障がい者相談支援センター分】・・・・・・・・ 11～12 頁
 - ・令和5年度実績報告【基幹相談支援センター分】・・・・・・・・ 13～14 頁
- (3) 令和6年度いわき市地域生活支援体制強化事業について・・・・・・・・ 15～17 頁
 - ・日中一時支援事業所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18～19 頁
 - ・緊急一時宿泊事業所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 頁

3 協議事項

- (1) 令和6年度の開催予定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 頁
- (2) 令和6年度運営会議及び専門部会等の構成及び目的等について・・・・ 22～24 頁
 - ・令和6年度における地域会議（北部、南部）計画について・・・・ 25～29 頁

令和6年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

区分	人数	所 属 団 体 職 名	氏 名	備考
学識 経験者	3名	医療創生大学 健康医療科学部 講師	はるやま かよ 春山 佳代	
		独立行政法人国立病院機構いわき病院 (内科)	いしい あきこ 石井 亜紀子	
		公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	しが ただお 志賀 忠夫	※
障がい者 福祉団体	6名	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	よしえ みちこ 吉江 路子	※
		いわき市手をつなぐ育成会 監事	よしむら ますみ 吉村 真澄	※
		いわき地区自閉症児・者親の会 会長	わたなべ 渡辺 さゆり	※
		いわき市身体障害者福祉協会 会長	すずき せつこ 鈴木 世津子	※
		いわき聴力障害者会 副会長	いしい しずこ 石井 静子	※
		いわき市腎臓病患者友の会	はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三	※
障がい者 福祉施設	5名	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	はせがわ ひでお 長谷川 秀雄	※
		社会福祉法人いわき福音協会 野の花ホーム 所長	たなか あつこ 田中 敦子	
		社会福祉法人育成会 理事長	さとう みさえ 佐藤 みさ江	
		社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	たにひら ようそ 谷平 耀宗	※
		社会福祉法人希望の杜福祉会 グリーンアップルズホーム 管理者	いしやま きみえ 石山 紀美江	
障がい者 関係機関	5名	福島県立いわき支援学校 校長	あかさか たけし 赤坂 剛	
		福島県立平支援学校 校長	わたなべ たかお 渡部 孝男	※
		いわき公共職業安定所 所長	うめはら きとし 梅原 佐登志	※
		いわき障害者就業・生活支援センター 所長	すどう かつし 須藤 勝志	
		いわき市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係長	おおわだ みのり 大和田 実利	
市民代表	1名	いわき市ボランティア連絡協議会	わたなべ しげこ 渡辺 成子	※
合計	20名			

※印は今回、再任された委員

いわき市地域自立支援協議会の概要

1 法令根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 第 1 項（努力義務）

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 目的

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 設置要綱

いわき市地域生活支援事業実施要綱及びいわき市地域自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

【設置趣旨】

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として活用するもの。

4 構成

(1) 全体会議（設置要綱関係条による）

- ・ 学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の最大 20 名で構成。（任期 3 年）
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(2) 運営会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、地域生活支援コーディネーター及び専門部会長で構成。
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(3) 専門部会（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 専門部会には部会長・副部会長を置く。
- ・ 専門部会の事務局は、障がい福祉課が担当する。

(4) 地域会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 地域会議の事務局は、障がい者相談支援センターが担当する。

5 主な機能

(1) 一般的な機能（自立支援協議会の運営マニュアルより抜粋）

ア 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信。

イ 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築。
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整。

ウ 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善。

エ 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用。

オ 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する。

カ 評価機能

- ・ 中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所の運営評価等。

キ 施策提案等機能

- ・ 課題別に必要に応じ設置される専門部会等で各課題やその対応策について調査、協議を重ね、運営会議を通し、全体会において課題や対応策を確認し、市への施策提案等に繋げる。

(2) 重要施策の協議や確認等を行う機能

ア 市障がい者計画等の進捗状況の把握や必要に応じた助言

イ 障害者差別解消支援地域協議会としての対応 等

いわき市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

- 2 会長が、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会等を設けることができる。

- 2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体 等 名
学識経験者	大学等
	（内科医又は整形外科医）
	（精神科医）
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき地区自閉症児・者親の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校
	福島県立平支援学校
	いわき公共職業安定所
	いわき市障害者就業・生活支援センター
	いわき市社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等

令和5年度における活動報告

	開催日時 開催方法	報告事項等	協議事項等
第1回	令和5年6月20日 (火) 14:00～15:30	・令和5年度いわき市地域自立支援協議会の組織について(委員名簿、概要、下部組織体制等の説明) ・令和4年度いわき市地域自立支援協議会の取り組み等について ・令和5年度いわき市相談支援等事業について ・令和5年度いわき市地域生活支援体制強化事業について ・いわき市障がい者計画等の実施状況について	・令和5年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について ・令和5年度自立支援協議会下部組織の構成及び目的等について
第2回	令和5年8月24日 (木) 14:00～15:30	・令和5年度専門部会中間報告について	・第5次いわき市障がい者計画(後期)等の素案等について ・いわき市における日中サービス支援型共同生活援助事業の実施状況等の報告・評価の方法について
第3回	令和6年1月17日 (水) 14:00～15:30	・令和5年度専門部会の中間報告について ・障害者差別解消法に係る対応について	・個別事例の検討について ・第5次障がい者計画等の改定等について
第4回	令和6年3月21日 (木) 14:00～15:30	・令和5年度専門部会等の評価と課題について ・第5次いわき市障がい者計画(後期)等に係る主な取り組み等について	・障がいを理由とする差別の解消の推進に関するいわき市職員対応要領改定(案)について

令和6年度いわき市障害者相談支援等事業について

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業及び第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業に係る業務を行う。

- (1) 障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行う。
- (2) 障害福祉サービス事業者等からの障がいに関する総合相談・専門相談及び相談支援体制強化の取り組みなど地域における相談支援の中核的な業務を行う。

2 設置場所及び担当地域

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 1 階)	北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）
小名浜花畑町 34-2 (小名浜支所北分庁舎内)	小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）
錦町大島 1 (勿来支所内)	勿来・田人地域（勿来・田人地区保健福祉センター管轄圏域）
常磐湯本町吹谷 76-1 (常磐支所内)	常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）
内郷高坂町四方木田 191 (総合保健福祉センター内)	内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）

(2) 基幹相談支援センター事業

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 2 階)	市内一円

3 事業内容

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

ア 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供や支援等を行う。

イ 社会資源を活用するための支援

福祉サービス以外の各種支援施策の活用に関する情報提供や支援等を行う。

ウ 社会生活を高めるための支援

生活する上で必要な人間関係、健康管理、金銭管理等に関する助言や支援等を行う。

エ 権利擁護・虐待防止のために必要な援助

(ア) 成年後見制度の利用に関する情報提供や支援等を行う。

(イ) 差別解消に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

(ウ) 虐待に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

オ 専門機関の紹介

他の専門機関の紹介や引継ぎ等を行い、必要に応じて連携して支援する。

カ 社会資源の改善・開発に向けた調整

(ア) いわき市地域自立支援協議会（地域会議）を運営し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

(イ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（全体会、運営会議及び専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

キ その他

(ア) 災害時に安否確認等が必要となる者の把握に努める。

(イ) 障がい者相談支援センターの周知を行う。

(ウ) 地域における障がいに対する理解の啓発に取り組む。

(2) 基幹相談支援センター事業

ア 障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援

障がいの種別にかかわらず、障がい者等からの相談を受け付け、主訴やニーズを整理した上で情報提供や支援等を行う。

イ 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取組

(ア) サービス等利用計画等の適正化に関する評価、助言及び支援等を行う。

(イ) 相談支援ネットワークの運営を支援し、研修会や事例検討会等の資質向上に向けた取り組みを行う。

ウ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組

地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

エ 権利擁護・虐待防止の取組

(ア) 地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

(イ) 事業者に対する助言等を行う。

オ いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化

(ア) 全体会の運営の補助を行う。

(イ) 運営会議の運営を行う。

(ウ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

カ その他

(ア) 市と協力し、人材確保・育成に向けた取り組みを行う。

(イ) 基幹相談支援センターの周知を行う。

4 人員配置

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

障がい者等の相談及び援助に関して、専門的知識及び経験を有する者を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、次のとおり 9 名を配置する。

担当地域	配置人員
北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）	4 名
小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）	2 名
勿来・田人地域（勿来・田人地区保健福祉センター管轄圏域）	1 名
常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）	1 名
内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）	1 名

(2) 基幹相談支援センター事業

障害福祉サービス事業者等からの相談等に対応できる専門的知識及び経験を有する者かつ有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等）を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、3 名（専門職）を配置する。

5 地区保健福祉センター、障がい者相談支援センター及び計画相談支援事業所との役割分担のイメージ

(1) 計画相談支援事業所有りの場合

区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター	計画相談支援事業所
相談	- 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 - 上記以外はサービスの支給申請へ	- 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 - 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供	—
申請受付	計画相談支援事業所の情報提供	—	—
調査等	- 直営または委託での認定調査 - 必要に応じ障害支援区分の認定	認定調査については一部委託を受ける場合有り	サービス等利用計画案の作成
支給決定	決定通知、受給者証の発行	—	—
担当者会議	関係機関として参加の場合有り	関係機関として参加の場合有り	関係機関を招集
サービス利用	- サービス利用に問題がある場合 ① 計画相談支援事業所と地区センでケース会議等により対応 ② ①においても処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応に移行		サービス等利用計画の作成
モニタリング	—	—	状況に応じたモニタリング

(2) 計画相談支援事業所なしの場合

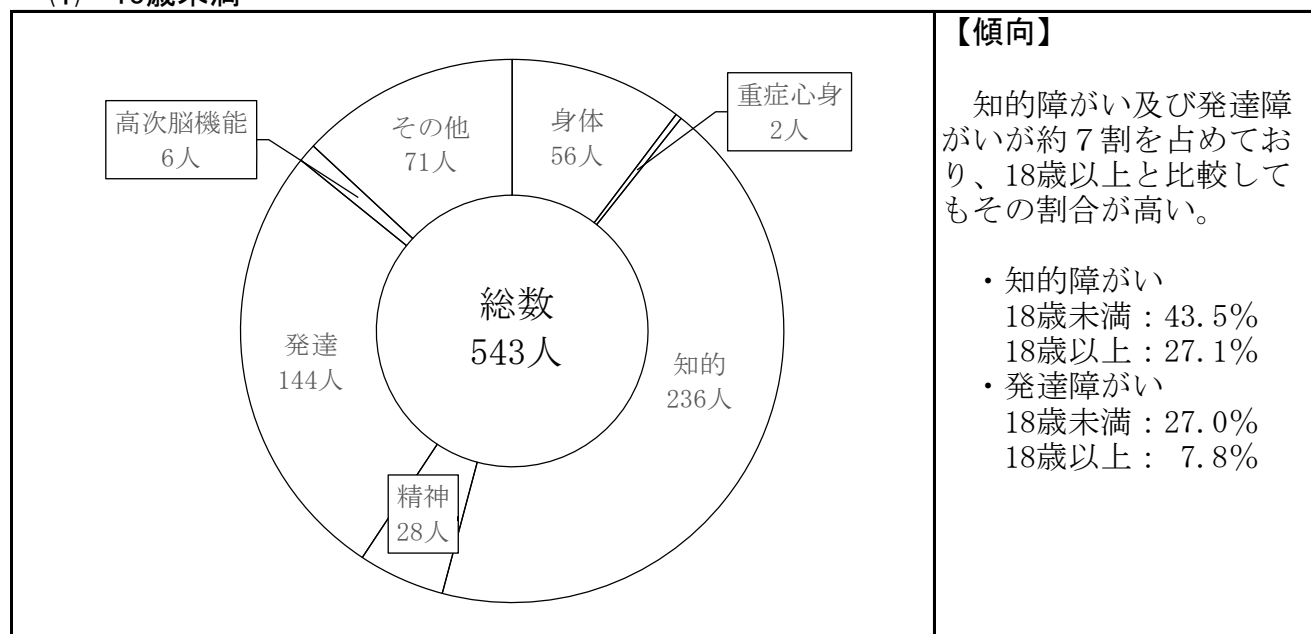
区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター
相談	- 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 - 上記以外はサービスの支給申請へ	- 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 - 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供
申請 受付	計画相談支援事業所の情報提供	—
調査等	- 直営または委託での認定調査 - 必要に応じ障害支援区分の認定 - サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助	- 認定調査については一部委託を受ける場合有り - 場合により、サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助支援
支給 決定	決定通知、受給者証の発行	—
担当者 会議	必要に応じ、関係機関を招集	関係機関として参加の場合有り
サービス 利用	サービス利用に問題がある場合で、処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応	
モニタ リング	必要に応じ実施	—

※ 障がい者相談支援センターは、専門的知識及び経験を有する者であることから、主に処遇困難ケースについて地区保健福祉センターや相談支援事業所と連携し、原則として主担当とはならず、側面的な支援として専門的な意見やコーディネートを行う（場合により基幹相談支援センターを含める）。

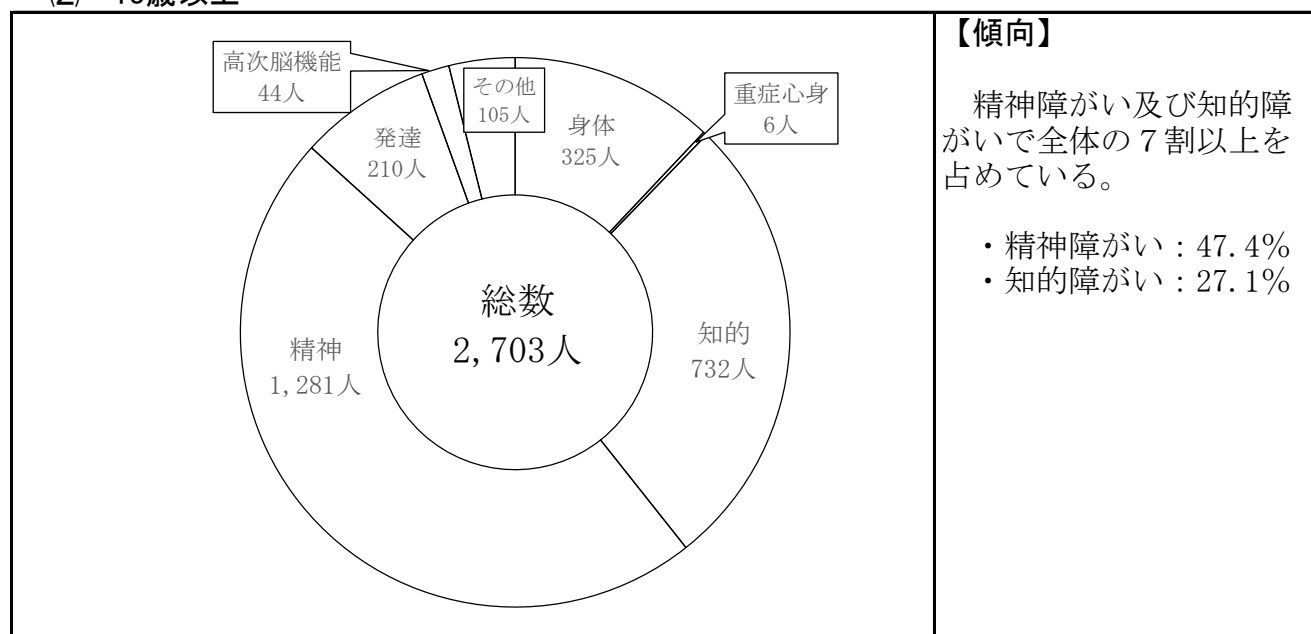
令和5年度相談支援事業等実績報告【障がい者相談支援センター】

1 利用者数

(1) 18歳未満



(2) 18歳以上



2 支援方法

区分	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	920	756	616	5,104	180	249	4,405	76	12,306
割合(%)	7.5	6.1	5.0	41.5	1.5	2.0	35.8	0.6	100.0

【傾向】

電話による相談が最も多く（41.5%）、次いで関係機関との連携等（35.8%）となっている。

3 支援内容

区分	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援
件数	5,139	885	1,979	1,418	460	1,403	1,385
割合(%)	30.8	5.3	11.8	8.5	2.8	8.4	8.3

区分	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
件数	773	810	479	292	1,681	16,704
割合(%)	4.6	4.8	2.9	1.7	10.1	100.0

【傾向】

福祉サービスの利用等に関する支援が最も多くなっている。(30.8%)

令和5年度【基幹相談支援センター】実績(年間)

ア. 障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援
相談支援対応件数（延べ）

(1) 対象者類型

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
新規（児）	14	17	2	11	44
継続支援（児）	29	28	32	56	145
新規（者）	18	16	15	15	64
継続支援（者）	114	57	53	64	288
その他	1	13	2	5	21
情報提供	10	7	12	12	41
合計	186	138	116	163	603

(2) 対応組織類型

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
指定特定相談支援事業所	72	108	43	40	263
指定一般相談支援事業所	2	4	2	1	9
委託相談事業所	172	116	31	35	354
サービス提供事業所	92	80	43	41	256
行政機関	140	122	42	28	332
医療機関	18	18	10	19	65
児童福祉機関	10	6	17	22	55
教育機関	38	70	35	23	166
就労支援機関	6	4	1	7	18
高齢者支援機関	6	12	1	1	20
地域関係者	8	2	8	4	22
その他関係機関	52	58	2	15	127
合計	616	600	235	236	1687

イ. 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化

(1) 相談支援事業所支援

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
助言、指導合計	40	58	55	41	194
（内訳）訪問	11	14	16	8	49
電話	21	35	19	23	98
メール	1	5	0	1	7
支援会議参加	7	4	8	3	22
その他	0	0	11	6	17

	回数	人数
ネットワーク定例会	5	101
研修	10	263
事例検討会等	3	62
会議開催	3	25
その他	1	6
合計	22	457

(2) サービス提供事業所等支援

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
助言、指導	42	24	45	31	142
（内訳）訪問	23	16	25	11	75
電話	15	0	11	9	35
メール	1	0	2	1	4
支援会議参加	3	1	3	3	10
その他	0	7	5	7	19

	回数	参加人数
事業所連絡会	5	90
ネットワーク	0	0
事例検討会等	2	25
研修等	6	195
その他	3	22
合計	16	332

(3) 関係機関、他分野との連携強化の取組

	回数	人数	会議名称等
行政機関	4	26	障がい福祉課・こども家庭課・権利擁護・成年後見センター・医ケア児調整会議について
医療機関	8	30	精神科病院（計6箇所）・いわき訪問看護・あいづ
児童福祉機関	5	63	浜児童相談所・子育てサポートセンター・要保護児童対策地域協議会・浜児童相談所との意見交換会・
教育機関	16	176	教育支援室との意見交換・地域支援チーム戦略・連携会議・特別支援セミナー講師・市中学校教育研究会特別教育支援部会講師・高等学校等と支援機関による就労支援定期連絡会・教育と福祉連携会議・事例検討会
就労支援機関	5	58	高等学校等と支援機関による就労支援的連絡会・高就連メンバー講師の外部研修打ち合わせ・自立訓練課題検討会・職親会への参加・事例検討支援
高齢者支援機関	0	0	
他圏域基幹相談	10	133	浜ねっと会議・中核市基幹センター連携会議・県内基幹連携会議・双葉郡福祉研究会のFT・国研修フォローアップ
他圏域専門機関	1	3	県医ケア児センターとの打ち合わせ
その他の機関	2	14	障がい者相談支援センター定例会・養成研修統括講師打ち合わせ

ウ. 障がい者支援施設や精神科病院からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組

	回数	人数	会議名称等
医療機関からの地域移行	4	43	医療保護観察ケース支援会議・医療観察ケース支援会議・措置入所支援
障がい者支援施設	5	14	措置入所児の個別支援会議
児童入所施設退所	0	0	
矯正施設	2	27	地域移行に向けた支援会議・矯正施設からの自立訓練移行支援会議
その他	0	0	

エ. 権利擁護、虐待防止に係る取り組み

	回数	内容
虐待対応協力者	13	評価会議・改善報告書作成・内郷：入所措置児童に関する支援会議・事業所訪
予防、啓発の取組	1	事業所の不適切な言動に対するアプローチ
成年後見制度	0	
その他会議への参加等	3	虐待認定ケースの緊急時対応・虐待事業所での困難ケース支援会議

オ. 自立支援協議会

	回数	内容
運営会議	9	相談支援体制の強化・障がい（児）福祉計画・協議会について・全体会、専門部会、地域会議等の共有
専門部会	14	就労支援部会・地域生活支援部会・当事者部会・児童療育支援部会
下部組織	2	フォローアップ研修打ち合わせ
地域会議	11	北部サビ管交流会・北部おしゃべり会・勿来事業所ネットワーク会議・常磐ぶらっとカフェ・北部天空の里山居場所づくり・小名浜児童発達支援ネットワーク会議・常磐事業所ネットワーク会議
事業所連絡会	7	児童入所・就労継続AB・障がい者支援施設連絡会・障がい児通所支援事業所連絡会

カ・その他

	回数	内容
市と協力した人材確保、育成の取組	3	地域生活支援部会：フォローアップ研修・自立支援協議会地域生活支援部会人材
周知・啓発	8	特別支援セミナー・能登半島災害派遣

令和6年度いわき市地域生活支援体制強化事業について

1 目的

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者やその家族が地域で安全・安心に生活できるよう、緊急時を想定した体験の場の確保、緊急時における迅速な相談及び必要に応じた緊急的な対応が図られる体制等を強化し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

2 令和6年度事業概要等

(1) 日中一時支援事業

事業概要	障がい児者の家庭の就労支援及び障がい児者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的として、障がい児者の日中における活動の場を確保し、適切なサービスを提供するもの。 障がい児者が安心して過ごすことができる場所の確保を容易にするため、令和2年度より、委託可能事業所に「生活介護事業所」を追加した。
令和6年度方針	委託可能事業所（短期入所、障害児通所支援、生活介護）への働きかけを継続し、委託事業所数の増を図る。
委託事業所数	27か所（R6.4.1現在）（P18-19参照）

(2) 緊急一時宿泊事業

事業概要	介護を行う者の疾病その他のやむを得ない事由により、緊急に居宅においてその介護を行う者がいなくなった障がい者に対し、生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所において一時的に宿泊を伴う見守り等の支援を行うもの。
令和6年度方針	生活介護事業所への働きかけを継続し、委託事業所数の増を図る。
委託事業所数	7か所（内県外1か所）（R6.4.1現在）（P20参照）

(3) 地域生活支援コーディネーター事業

事業概要	障害児者やその家族等に対して積極的な働きかけを行う専門の相談員を配置することにより、緊急時や親亡き後を見据えた支援に関する相談に応じるとともに、緊急事態が生じたときに迅速に対応できる体制の構築を図るもの。
令和6年度方針	要支援者及び事業所への働きかけを継続し、更なる支援体制の強化を図る。
配置数	1名（障がい福祉課内に配置）

3 令和5年度実績

(1) 日中一時支援事業

延べ利用件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	3,028件	3,246件	3,034件	3,143件

(2) 緊急一時宿泊事業：0件

(3) 地域生活支援コーディネーター事業

① 支援者数（実人数）

区分	児	者	計
身体障害	1	41	42
重症心身障害			
知的障害	1	73	74
精神障害	2	134	136
発達障害	2	3	5
高次脳機能障害			
その他		34	34
計	6	285	291

② 支援方法（延べ支援件数）

区分	訪問		同行		会議		電話		その他		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
身体障害		12		1		1	1	31		47	1	92
重症心身障害												
知的障害		20		4		5	2	23		72	2	124
精神障害		9		9		1	1	39	2	121	3	179
発達障害	1			1				5		5	1	11
高次脳機能障害												
その他		12				2		18		23		55
計	1	53		15		9	4	116	2	268	7	461

③ 支援内容（延べ支援件数）

区分	プラン作成(補助)		権利擁護		理解促進		関係機関への案内		その他		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
身体障害		2		8		4	1	17		61	1	92
重症心身障害												
知的障害		23		4		4	2	17		76	2	124
精神障害		5	1	1		8	18	18	2	147	3	179
発達障害				1			1	6		2	1	9
高次脳機能障害										2		2
その他		4		3		4		4		40		55
計		34	1	17		20	4	62	2	328	7	461

備考 「児」は18歳未満、「者」は18歳以上とする。

④地域生活支援体制の強化・整備に向けた調整に関する業務（調整等回数） (回)

地域生活支援体制の強化・整備に向けた調整に関する業務	障がい福祉課協議	61
	地区保健福祉センター・保健所（個別支援に係る調整）	71
	自殺対策（保健所・会議等）	9
	介護保険事業所等	1
	病院・薬局・訪問看護	19
	事業所訪問・来所（計画相談・生活介護・短期入所・教育機関など）	146
	地域活動・社会資源把握	54
	事業所ネットワーク会議	2
	地域会議・個別支援会議（打合）	7
	民生児童委員・行政嘱託員等地域支援者との連携	13
	対外研修	5
県内地域生活支援拠点等事業の促進及び情報共有	拠点定着・地域移行研修等	1
	緊急一時宿泊事業連携会議	2
	地域生活支援拠点等整備事業コーディネーターミーティング・事業評価	3
いわき地域自立支援協議会への参画	全体会	3
	運営会議	4
	地域生活支援部会	8
	地域生活支援部会主催研修	1
	事業所連絡会（協議）	14
育成関係	講師・実習生対応	4
計		428

⑤基幹相談支援センター等との連携（連携回数等） (回)

基幹相談支援センター及び相談支援事業者との連携	障相定例会・包括管理者会議	11
	障がい者相談支援センター南部・北部カンファレンス	5
	GSV・事例検討会	0
	相談支援ネットワーク会議・専門員協会	8
	障がい者相談支援センター主催研修	1
	基幹相談主催研修	6
計		31

〇令和6年度地域生活支援事業所(日中一時支援事業)事業所一覧

R.6.4.1 現在

番号	事業所				事業者(母体法人)			
	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	運営法人	郵便番号	住所	電話番号
1	いわき育成園短期入所事業	974-8204	いわき市高倉町鶴巻35	62-2241	社会福祉法人 育成会	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作51	43-4466
2	いわき希望の園(こすも)	971-8184	いわき市泉町黒須野字早稲田217-1	75-0202				
3	いわき学園	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作51	43-4445				
4	いわき光成園	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作53	43-0012				
5	指定短期入所事業所 カナン村	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40	23-8611	社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-44	23-8422
6	指定短期入所事業所 はまぎく荘	970-8003	いわき市平下平窪字熊ヶ平6	23-5311				
7	指定短期入所事業所 はまなす荘	970-8002	いわき市平中平窪字二堂田2	23-8711				
8	指定短期入所事業所福島整肢療護園(肢体)(重心)ジョーステイ	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	25-8131				
9	指定短期入所事業所 野の花ホーム	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-51	24-1201	有限会社 介護じゃんけんぼん	974-8232	いわき市鶴町江栗馬場85-2	77-0551
10	エデンの家	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-22	88-7741				
11	福祉サービズ事業所ポポロ	970-8003	いわき市平下平窪二丁目1-5	68-6564				
12	キッズじゃんけんぼん北茨城	319-1704	北茨城市大津町北町二丁目4-10	0293-30-2077				
13	ショートステイほっと	972-0252	いわき市遠野町上根本字白坂384-1	89-3400	社会福祉法人 誠心会	972-0161	いわき市遠野町上遠野字堀切12-1	74-1551
14	障害児通所支援ちゃーむ	971-8166	いわき市小浜愛宕上13-23	73-2033				
15	障害児通所支援第2ちゃーむ	973-8409	いわき市内郷御台境町鶴巻45-2	84-6882				
16	障害児通所支援みによん	974-8261	いわき市植田町林内11-1	85-5720				
17	東洋学園児童部	973-8407	いわき市内郷宮町峰根65-189	38-7871	社会福祉法人 福島県福祉事業協会	963-4312	田村市船引町船引字上中田33番地の1	0240-22-2537
18	まどろみ	971-8186	いわき市泉玉露三丁目10-5	84-6929	社会福祉法人 エル・ファロ	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	62-7388

番 号	事業所				事業者(母体法人)			
	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	運営法人	郵便番号	住所	電話番号
19	独立行政法人 国立病院機構いわき病院	971-8186	いわき市小名浜野田字八合88-1	88-7101	独立行政法人 国立病院機構いわき病院	971-8186	いわき市小名浜野田字八合88-1	88-7101
20	医療型障害児入所施設 水方苑	318-0003	茨城県高萩市下手綱1951-15	0293-24-6661	社会福祉法人 愛正会	318-0003	茨城県高萩市下手綱1951-15	0293-24-6661
21	光洋愛成園	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字東町203-1	0240-23-6306	社会福祉法人 友愛会	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字東町203-1	0240-23-6306
22	アルケン	971-8139	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6263	社会福祉法人 ゴールデンハープ	971-8146	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262
23	ピースフルかべや	970-8028	いわき市平上神谷字神谷分20	34-6678	特定非営利活動法人 かべや福祉作業所	970-8028	いわき市平上神谷字神谷分20	34-6678
24	自由空間	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	84-7214	社会福祉法人 エル・ファロ	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	62-7388
25	なないろくれよんデイルーム	970-8034	いわき市平上荒川字長尾74番地の8	88-8773	合資会社 ひよりサービス	979-0201	いわき市四倉町六丁目260番地	88-8773
26	ほおけらハウス	971-8183	いわき市泉町下川字川向48番地の1	84-8901	NPO法人 ちよぼら	971-8183	いわき市泉町下川字川向48番地の1	84-8901
27	オリープ	971-8172	いわき市泉玉露七丁目2-6	68-7137	株式会社Olive	971-8172	いわき市泉玉露七丁目2-6	68-7137

○令和6年度地域生活支援事業(緊急一時宿泊事業)事業所一覧

令和6年4月1日 現在

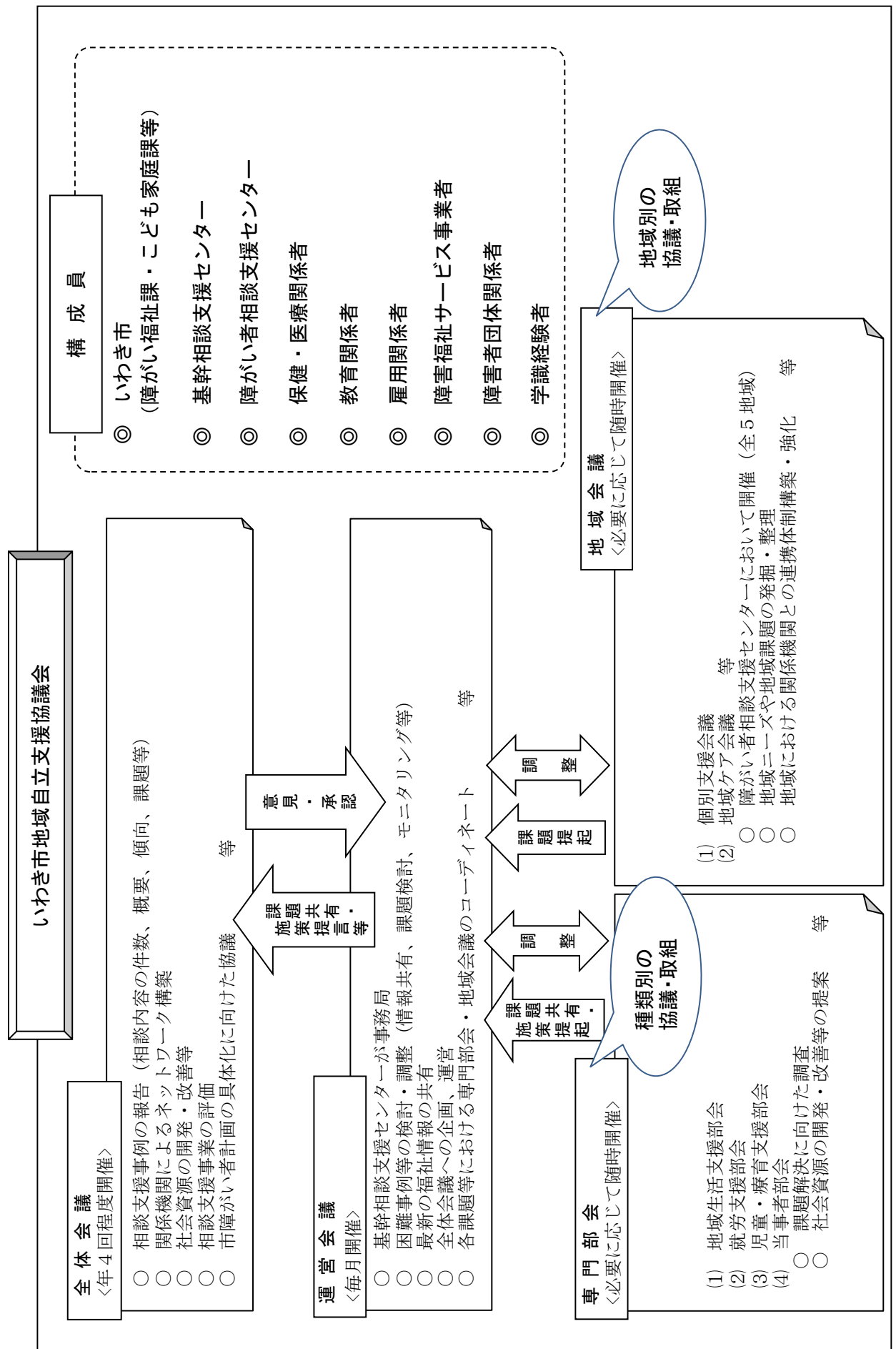
番号	事業所			事業者(母体法人)		
	事業所名	住所	電話番号	運営法人	住所	電話番号
1	アルケン	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262	社会福祉法人ゴールデンハープ	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262
2	なないろくれよんデイルーム	いわき市平上荒川字長尾74-8 アドレスいわき中央ビル108号室	28-8802	合資会社ひよりサービス	いわき市四倉町字六丁目260	28-8802
3	ぽおけらハウス	いわき市泉町下川字川向48-1	84-8901	特定非営利活動法人ちよぼら	いわき市泉町下川字川向48-1	84-8901
4	のほら	いわき市四倉町大森字民野町45	34-2895	社会福祉法人みどりのかぜ	いわき市四倉町大森字民野町45	34-2895
5	にこにこ生活	茨城県北茨城市平潟町351-1	0293- 24-9407	合同会社にこにこ北茨城	茨城県北茨城市平潟町351-1	0293- 24-9407
6	じょうばん福祉作業所	いわき市内郷内町水之出14番地	26-7720	特定非営利活動法人常磐福祉会	いわき市内郷内町水之出14番地	26-7720
7	カナン村	いわき市平上平窪字羽黒40	23-8611	社会福祉法人いわき福音協会	いわき市平上平窪字羽黒40-44	23-1903

令和6年度の開催予定について

区分		主な報告・協議事項等 (予 定)
第1回	R6.5.30 (木)	・ 令和6年度いわき市地域自立支援協議会について ・ 令和5年度いわき市地域自立支援協議会の取組み等について ・ 令和6年度いわき市障がい者相談支援等事業について ・ 令和6年度いわき市地域生活支援体制強化事業について ・ 令和6年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について ・ 令和5年度自立支援協議会下部組織の構成及び目的等について
第2回	R6.8月 下旬頃	・ 各専門部会等からの活動報告について ・ いわき市障がい者計画等の実施状況について ・ 個別事例検討について
第3回	R6.11月 下旬頃	・ 各専門部会等からの活動報告について ・ 障害者差別解消法に係る対応事案について ・ 共同生活援助(日中支援型)の評価・助言について
第4回	R7.2月 下旬頃	・ 令和6年度における地域自立支援協議会の取組みの報告について ・ 令和6年度における各専門部会等の活動報告及び次年度計画について

※ 協議事項については、上記以外に、国における制度改正に伴い見直しが必要となるものや、必要に応じて個別案件等について協議を行うものとする。

(旧) 令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系について



(新) 令和6年度いわき市地域自立支援協議会の体系について



令和6年度運営会議及び専門部会等の構成及び目的等について

名称		運営会議	専 門 部 会			
部会長等	所属 氏名		地域生活支援部会	就労支援部会	児童・療育支援部会	障がい当事者部会
			基幹相談支援センター 浄土 洋輔	いわき障害者就業・生活支援センター 佐藤 悠太	児童発達支援センターわくわくキッズ 新妻 陽子	調整中
副部会長等	所属 氏名		地域生活支援コーディネーター 坂本 健	今年度は指定しない	いわき南子どもの家 児童発達支援センター 阿邊 智	後日、選定予定
					子育てサポートセンター 小野 慎介	
事務局	所属 氏名	障がい福祉課支援係 石井 優悠佳	障がい福祉課支援係	障がい福祉課事業係	障がい福祉課事業係	障がい福祉課支援係
			(社福)みどりのかぜ	布施 明	木田 翔一	板坂 有真
その他の 構成機関等		障がい福祉課支援係	(社福)いわき福音協会	いわき障害者就業・生活支援センター	基幹相談支援センター、 障がい者相談支援センター、 児童発達支援センターエデンの家、 福島県いわき教育事務所、 市教育支援室、 支援学校、 医療機関 等	基幹相談支援センター
		障がい福祉課事業係	(社福)誠心会	いわざ公共職業安定所		当事者
		基幹相談支援センター	(NPO)ソーシャルデザインワークス	B型作業所みらい		
		障がい者相談支援センター	基幹相談支援センター	B型作業所工房けやき		
		地域生活支援コーディネーター	地域生活支援センター	いわき支援学校		
		いわき障害者就業・生活支援センター	地域生活支援コーディネーター	基幹相談支援センター		
目的		障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の事務局機能を果たす。各部会等の個別ケースを集約及び事例検討し、全体会への課題提起を行う。	障がい者等が望む暮らしが当たり前にできる地域づくりを進める。	就労支援に関する情報の共有を図り、課題に対し改善に向けた検討を行う。	障がい児やその保護者が自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指す。	障がいを持つ当事者の声を聴くことにより、より質の高い相談支援体制を確保すること及び障がい種別を越えての障がい当事者間の交流を深める。
主な協議内容		(1) 地域課題の整理 (2) 課題を検討する場 の設定 (3) 全体会への課題提起・報告・提言	(1) 人材の確保・育成について (2) 拠点事業の評価について (3) 相談支援体制の強化について	(1) 就労実践のすすめ方 (2) 移動の課題について	(1) 報酬改定における重要事項の確認 (2) 学校との連携、不登校児への支援について (3) 児童発達支援ガイドライン等について (4) 事業所ガイドブックの更新(仮)	※ 第1回部会開催後に詳細決定予定
開催予定	原則として毎月開催	2か月に1回程度開催	3か月に1回程度開催	年3回程度開催	2か月に1回程度開催	

令和6年度地域会議計画書（北部地域）

【目的及び着眼点】

地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促進し、地域課題の抽出及びその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。

- （１）障がいに関する啓発（障がい特性・制度理解の促進）
- （２）情報集約の場（地域で埋もれているケースの察知、早期発見、地域性の認知）
- （３）専門機関ではなくその地域で考える場
- （４）ネットワークの構築（顔の見える関係）
- （５）地域での相談できる場・居場所づくり

【構成される人々】

- ・障がい当事者、家族
- ・地域住民
- ・地域社会資源（スーパー、コンビニ、病院、薬局、福祉事業所など）
- ・学校、教育関係者
- ・いわき障がい者相談支援センター
- ・いわき基幹相談支援センター
- ・地域生活支援コーディネーター
- ・民生児童委員
- ・介護支援専門員
- ・サービス管理責任者

【開催頻度】

- ＊居場所づくりは年 12 回
- ＊サビ管交流会は年 2 回
- ＊個別ケア会議、小地域ケア会議は随時

【主な内容】

- ・地域会議や地域の集まりにて、その地域で暮らす障がい者にも参加してもらい、互いに「知り合う」機会をつくる。
- ・障がい者が主体的に参加できるかたちでの『居場所づくり』を企画・開催する。当事者のニーズから内容を企画、加えて様々な他業種に参加してもらうことで、問題解決や社会とのつながりを作っていく。
- ・自立訓練や就労移行のサービス利用後地域とのつながりが無い方などに対して、何ができるか、地域の事業所等と意見交換しながら協働していく。
- ・個別ケア会議を開催し、地域社会資源の参加・活用を提案していく。
- ・地域の集まりに参加し、障がい者相談支援センターの広報活動を行う。
- ・サービス管理責任者交流会の開催。

【年間計画】

月日	内容	会場
5. 21	居場所づくり開催	内容に合わせた場
6. 18	居場所づくり開催	内容に合わせた場
7. 11	サービス管理責任者交流会開催	公民館など
7. 23	居場所づくり開催	内容に合わせた場
8. 20	居場所づくり開催	内容に合わせた場
9. 17	居場所づくり開催	内容に合わせた場
10. 15	居場所づくり開催	内容に合わせた場
11. 19	居場所づくり開催	内容に合わせた場
12. 5	サービス管理責任者交流会開催	公民館など
12. 17	居場所づくり開催	内容に合わせた場
1. 21	居場所づくり開催	内容に合わせた場
2. 18	居場所づくり開催	内容に合わせた場
3. 18	居場所づくり開催	内容に合わせた場
随時	個別ケア会議開催、民生児童委員定例会参加	
年 2 回	いわき市放課後児童委員等研修会参加	

令和6年度地域会議事業計画（南部地域）

【目的及び着眼点】 ○ 地域住民や事業者等との交流を促進し、地域課題の抽出及びその解決策の検討を行う。 ○ 地域における互助・共助の強化にむけ、ネットワークの構築を図る。 1. 地域の情報を収集し、分析を行う。 2. 地域における「相談の場」としてだけでなく、当事者の「居場所」としても活用できる仕組みを検討する。 3. 地域の事業者、住民、当事者が参加しやすい環境を整える。 4. 専門機関だけではなく、地域の住民や当事者の意見も踏まえた検討を行う。 5. 地域住民等に対し、障がいに関する啓発を行う。	
【構成される人々】 ○障がい福祉サービス事業所ネットワーク会議（勿来・田人、常磐・遠野） - 障がい児者福祉サービス事業所 - 地区保健福祉センター - 障がい者相談支援センター ○児童発達支援ネットワーク会議（小名浜） - 児童発達支援事業所（10 か所） - 地区保健福祉センター福祉介護係 - 地区保健福祉センター健康係 - いわき市子育てサポートセンター - 障がい者相談支援センター ○小地域ケア会議 - 地域包括支援センター - 地域関係団体 - 地域住民 - 福祉事業所（高齢者、障がい者） - 地域企業 - 行政機関 - 医療機関 - 教育機関 - 障がい者相談支援センター	【開催頻度】 ○障がい福祉サービス事業所ネットワーク会議（勿来・田人、常磐・遠野）：各年3～4回 ○児童発達支援ネットワーク会議（小名浜）：年6回 ○当事者活動支援・居場所づくり（小名浜、勿来・田人、常磐・遠野）：回数未定 ○小地域ケア会議：随時開催 【主な内容】 ○障がい福祉サービス事業所ネットワーク会議（勿来・田人、常磐・遠野） ・事業所間で連携し相談し合える関係づくりを目的に、事業所の抱える課題検討や事例検討等を行う。 ○児童発達支援ネットワーク会議（小名浜） ・児の発達段階や特性に合った療育を受けることができる体制づくりと、就学に向けて切れ目のない支援が行われる地域をつくることを目的に、官民共同で実施。 ○当事者活動支援・居場所づくり ・小名浜：小地域ケア会議にて、支援と繋がっていない方等が過ごせる場・相談できる場の必要性を協議。高齢も障がいも地域で集える場と

	して「みんなまると みなまるカフェ」を高年齢分野と共同開催する。 ・勿来・田人：ピアサロンの運営支援に取り組み、当事者同士の支え合いや主体的な社会参加の促進を図る。 また、地域の福祉事業所と共同し、当事者の居場所づくりや地域住民への啓発に取り組む。 ・常磐・遠野：当事者や家族の集いの場を設ける。当事者が気軽に集える場をつくることで、主体的な当事者活動を促進し社会との繋がりを作っていく。家族の集いでは悩み事なども相談できる場にもする。。 また、世代間・共生交流の場づくりを地域包括支援センターと共同で行う。
--	---

【年間計画】

月日	内容	会場
4月	児童発達支援ネットワーク会議・コア会議（小名浜）	小名浜支所
5月	児童発達支援ネットワーク会議・全体会（小名浜）	小名浜公民館
6月	泉地区小地域ケア会議 障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（勿来・田人） 障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（常磐・遠野）	福島第一聖書バプテスト教会 福祉事業所等 常磐支所
7月	第5回みなまるカフェ（小名浜） 児童発達支援ネットワーク会議・コア会議（小名浜） 当事者の集い（常磐・遠野）	福島第一聖書バプテスト教会 未定 事業所カフェ
8月		
9月	児童発達支援ネットワーク会議・全体会（小名浜）	未定
10月	障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（勿来・田人） 世代間・共生型交流の場（常磐・遠野）	福祉事業所等 安泰デイサービス

11 月	児童発達支援ネットワーク会議・コア会議（小名浜） 当事者の集い（常磐・遠野）	未定 常磐支所
12 月		
1 月	児童発達支援ネットワーク会議・全体会（小名浜） 障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（常磐・遠野）	未定 常磐支所
2 月	第 6 回みなまるカフェ（小名浜）	福島第一聖書バプテスト教会
3 月	当事者の集い（常磐・遠野）	常磐支所
時期未 定	居場所づくり（勿来・田人） ピアサロン運営支援（勿来・田人）	